

事業者の皆様による省エネルギー対策・再生可能エネルギー導入等の取組を応援します!!

ちばエネルギー エコ宣言事業所登録制度 登録事業所募集

この制度は、千葉県が省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等に積極的に取り組む千葉県内の事業所を「ちばエネルギーエコ宣言事業所」として登録し、その取組を広く紹介することを目的としています。

※ 事業者が製造する製品やサービス自体を千葉県が認定するものではありません。

千葉県内にある本社、支店などの事業所において、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入を既に実施している、又はこれから実施する予定の事業者の皆様を対象に「ちばエネルギーエコ宣言事業所」への登録を募集します。

ちばエネルギーエコ宣言事業所として登録されると……

- ★千葉県のホームページにおいて取組内容を公表。
併せて事業者のホームページへリンクを設定。
- ★ロゴマーク入りの登録証の交付。
- ★名刺や刊行物にロゴマークの使用が可能。

事業所の取組の宣伝効果や
イメージの向上等が期待されます。



第1回 募集期間 | 平成25年4月1日～9月30日 (当日消印有効)

※第2回以降の募集期間は千葉県ホームページにおいてお知らせします。

応募先・問い合わせ先

千葉県環境生活部環境政策課 温暖化対策推進班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

[電話] 043-223-4139 [FAX] 043-222-8044

[E-mail] e-earth@mz.pref.chiba.lg.jp

[URL] <http://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/chikyuuukankyoku/jigyosyo/index.html>

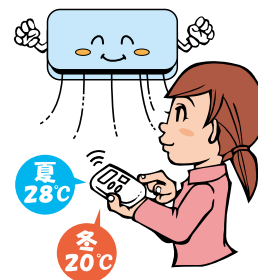
ちばエネルギーエコ宣言事業所登録制度概要

対象 | 千葉県内に本社、支店などの事業所がある事業者

県が設定する取組項目

(1) 運用により実施可能な項目

- 例：専門機関による省エネルギー診断等を受診している。
- 照明器具や空調機器の定期的な清掃を実施している。
- 業務に支障のない範囲での部分的な消灯や間引きを実施している。
- 室温の適正管理（夏28℃、冬20℃を目安）に取り組んでいる。
- 両面コピー、使用済みの裏紙使用による紙の使用量の削減を実施している。



(2) 投資により実施可能な項目

- 例：事業所内にLED照明等の省エネ型照明を設置している。
- 再生可能エネルギー設備を設置している。
- ハイブリッドカー・電気自動車等を導入している。
- 二重窓・複層ガラス・遮熱フィルム・緑のカーテンを設置している。
- 人感センサー付きの照明機器を導入している。



登録方法 | （※詳しくは下記ホームページを御覧ください。）

[URL] <http://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/chikyuuukankyuu/jigyosyo/index.html>

- 1 千葉県が指定する登録申請書及び取組計画書をホームページからダウンロードする。
- 2 登録申請書及び取組計画書を作成する。
 - ・取組計画書に記載されている、上記の例を含む26の取組項目の取組状況や、事業所が独自に実施している取組、特に重点的に実施している取組を記載していただきます。
- 3 登録申請書及び取組計画書を千葉県環境生活部環境政策課へ募集期間内に提出する。
(郵送又は持参)

登録 | 申請のあった事業所は、県において申請内容を審査後、「ちばエネルギーエコ宣言事業所」（以下「エコ事業所」）として登録します。登録された事業所には登録証を交付します。また、取組計画書に記載された主な取組を県ホームページに掲載し、事業者のホームページへリンクを設定します。

登録有効期間 | 登録日から平成28年3月31日まで。

エコ事業所の責務

- 1 登録証等、エコ事業所であることが分かる表示を事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 2 省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入等の取組を一層推進するよう努める。
- 3 県が依頼する取組状況等に関するアンケート調査に協力する。

